

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

令和二年埼玉県告示第七百号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する」を「並びに法第十八条第二項及び第四項に規定する計画を通知する」に、「第八十五条第五項及び第六項」を「第八十五条第六項及び第七項」に改める。